



発行
東京都

目次

規則

- 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）…一
- 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）…五

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…七

告示（選）

- 令和四年東京都選挙管理委員会告示第四百四十五号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………九

公告

- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………（環境局総務部環境政策課）…九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…九

規則

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十一月一日

●東京都規則第四百四十五号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式を次のように改める。

東京都知事 小池百合子

第7号様式(第15条関係)

(第1面)

建築基準法 条 第 項 第 号の規定により許可を受けたいので、下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。		許可申請書		申請者	
(1) 建築主の住所及び氏名	東京都知事 殿	申請者 氏名	()	住所	()
(2) 代理人の住所及び氏名		電話	()	所在地、名称及び代表者の氏名	()
(3) 敷地の地名地番		申請年月日	年 月 日		
(4) 地域・地区					
(5) 建築物の主要用途		(6) 工事種別	最高の高さ及び階数	(8) 地上・階・地下階	(12) 敷地面積に対する割合
(7) 構造					
(8) 敷地面積	m ²	申請部分の面積	m ²	申請以外部分の面積	m ²
(9) 建築面積	m ²				
(10) 延べ面積	m ²				
(11) 延べ面積	m ²				
(12) 延べ面積	m ²				
(13) 延べ面積	m ²				
(14) 備考					

※手数料欄

都	区	役所	支	庁
		建築指導事務所		
※許可番号欄				
年 月 日				
第 号				

(日本産業規格A列4番)

(第2面)

(注意)

※印のある欄は、記入しないでください。

1 (4)欄は、当該地域又は地区における建築率及び容積率及び容積率を記入してください。また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建築率及び容積率を記入してください。

2 (4)欄は、建築物全体の建築面積を記入してください。

3 (4)欄は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特別軒等を設ける場合において、当該特別軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出した距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出した距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特別軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、(4)欄と同じ面積を記入してください。

5 (4)欄は、①から③までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。また、①から③までは、それぞれ次の用途に供する部分の床面積を記入してください。

① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるもの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分

② エレベーターの昇降路の部分

③ 共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分

④ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであつて、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

⑤ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、換車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分

⑥ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分

⑦ 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分

⑧ 自家発電設備を設ける部分

⑨ 貯水槽を設ける部分

⑩ 宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時的保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分

⑪ 建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分

⑫ 住宅の用途に供する部分

⑬ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、(4)欄①の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

(日本産業規格A列4番)

(第2面)

(注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 (4)欄は、当該地域又は地区における建築率及び容積率も記入してください。また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区におたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建築率及び容積率を記入してください。

3 (9)欄は、建築物全体の建築面積を記入してください。

4 (9)欄①は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例等を設ける場合において、当該特例等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出した距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出した距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、(9)欄と同じ面積を記入してください。

5 (10)欄は、①から⑩までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。また、①から⑩までは、それぞれ次の用途に供する部分の床面積を記入してください。

① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分

② エレベーターの昇降路の部分

③ 共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分

④ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分 (建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであつて、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。) で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

⑤ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 (誘導車路、換車場所及び乗降場を含む。) の用途に供する部分

⑥ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分

⑦ 蓄電池 (床に据え付けるものに限る。) を設ける部分

⑧ 自家発電設備を設ける部分

⑨ 貯水権を設ける部分

⑩ 宅配ボックス (配達された物品 (荷受人が不在その他の事由により受け取る事ができないものに限る。) の一時保管のための荷受箱をいう。) を設ける部分

⑪ 建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分

⑫ 住宅の用途に供する部分

⑬ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分

⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、(10)欄①の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

(日本産業規格A列4番)

(第3面)

7 (10)欄⑩は、容積率の算定の基礎となる延べ面積 (各階の床面積の合計から①に記入した床面積 (この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分 (エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分 (エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)) の床面積の合計の3分の1を超えらるる場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分を除く。) の床面積の合計の3分の1の面積) を、次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に及び、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積をそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積) 及び⑪に記入した床面積を除いた面積) を記入してください。

ア 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 (誘導車路、換車場所及び乗降場を含む。) の用途に供する部分 5分の1

イ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1

ロ 蓄電池 (床に据え付けるものに限る。) を設ける部分 50分の1

エ 自家発電設備を設ける部分 100分の1

オ 貯水権を設ける部分 100分の1

カ 宅配ボックス (配達された物品 (荷受人が不在その他の事由により受け取る事ができないものに限る。) の一時保管のための荷受箱をいう。) を設ける部分 100分の1

(日本産業規格A列4番)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百四十六号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成十年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式、第四号様式、第八号様式及び第十一号様式中「回」を削る。
別記第十二号様式を次のように改める。

第12号様式（第11条関係）
（第1面）

年 月 日
認 定 申 請 書

東京都知事 殿

申請者 住 所
氏 名
（法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例第14条の規定により認定を受けたいので、下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※ 区・支庁受付欄	※ 都 受 付 欄	※ 決 定 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
担当者名	担当者名	

（注意）
※印のある欄は記入しないでください。

(第2面)

1	建築主等の住所及び氏名		電話	()					
2	代理者の住所及び氏名		電話	()					
3	敷地の地名・地番								
4	地域・地区								
5	建築物の主要用途		6 建築物の数						
8	敷地面積	平	方	平	方	棟計	7 最高の高さ	敷地面積に対する割合	メートル
		方	メートル	方	メートル				
9	建築面積	平	方	平	方	※	パースェント	敷地面積に対する割合	パースェント
		方	メートル	方	メートル				
10	延べ面積	平	方	平	方	※	パースェント	敷地面積に対する割合	パースェント
		方	メートル	方	メートル				
11	※備考	(1)	()	()	()				
		(2)	()	()	()				
		(3)	()	()	()				
		(4)	()	()	()				
		(5)	()	()	()				
		(6)	()	()	()				
		(7)	()	()	()				
		(8)	()	()	()				
		(9)	()	()	()				
		(10)	()	()	()				
		(11)	()	()	()				
		(12)	()	()	()				
		(13)	()	()	()				
		(14)	()	()	()				

(日本産業規格A列4番)

(第3面)

(注意)

- 4欄は、当該地域又は地区における建蔽率及び容積率も記入してください。また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建蔽率及び容積率を記入してください。
- 9欄は、建築物全体の建築面積を記入してください。
- 9欄(1)は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離(後述した線で囲まれた部分の水平投影面積)を記入してください。その他の建築物である場合においては、9欄と同じ面積を記入してください。
- 10欄には、(1)から(13)までを含めた建物全体の床面積を記入してください。また、(1)から(13)までは、それぞれ次の用途に供する部分の床面積を記入してください。
 - 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
 - エレベーターの昇降路の部分
 - 共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分
 - 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであつて、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
 - 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分
 - 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分
 - 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分
 - 自家発電設備を設ける部分
 - 貯水槽を設ける部分
 - 宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取るこゝとができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分
 - 建築基準法合以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分
 - 住宅の用途に供する部分
 - 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
 - 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄(1)の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

(日本産業規格A列4番)

(第4面)

6 10欄(14)は、容積率の算定の基礎となる延べ面積(各階の床面積の合計から(1)に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1の面積が、次にアからカまでに掲げる建築物の部分の区分にたじ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積及び(11)に記入した床面積を除いた面積)を記入してください。

ア 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、換車場所及び乗降場を含む。))の用途に供する部分 5分の1

イ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1

ロ 蓄電池(床)に据え付けるものに限る。))を設ける部分 50分の1

エ 自家発電設備を設ける部分 100分の1

オ 貯水槽を設ける部分 100分の1

カ 宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取る事ができないもの)に限る。))の一時保管のための荷受箱をいう。))を設ける部分 100分の1

(日本産業規格A列4番)

別記第十三号様式中「四」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千五百五十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年十一月一日

東京都多摩建築指導事務所長 名 取 伸 明

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番	認定年月日
-----------	-------

多摩市関戸四丁目三番六の一部、同番八から同番十まで、四番二から同番十まで、同番十二及び同番三十一	令和五年十月十九日
--	-----------

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第千五百五十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第七百四十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

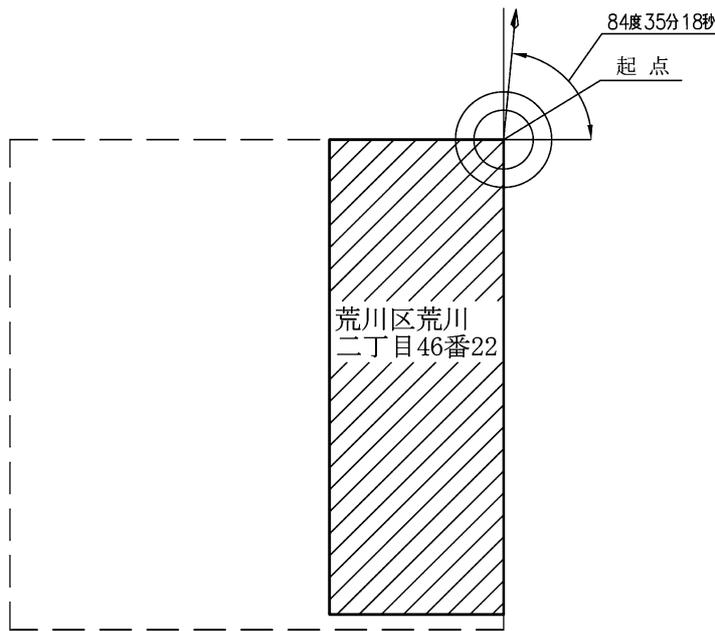
令和五年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(荒川区荒川二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・二ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域

【起点】

起点は、荒川区荒川二丁目46番22の最北端とする。

【格子の回転角度(84度35分18秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告示(選)

東京都選挙管理委員会告示第百四十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二十選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(令和四年東京都選挙管理委員会告示第百四十五号)の一部を次のように訂正する。

令和五年十一月一日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二十選挙区支部の部1収入総額の項中「82,011,865」を「82,043,809」に、「72,904,706」を「72,936,650」に改め、同部2支出総額の項中「48,023,228」を「48,055,172」に改め、同部3本年収入の内訳の項中

「自由民主党 27,200,000」を
「自由民主党 27,200,000」
その他の収入 31,944
1件 10万円未満のもの 31,944

改め、同部4支出の内訳の項中「16,760,770」を「16,792,714」に、「3,240,000」を「3,271,944」に改める。

公告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)北青

山三丁目地区市街地再開発事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。
令和五年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長 中山 靖史
新宿区西新宿六丁目五番一号 新宿アイランドタワー
十五階

二 対象事業の名称
(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業

三 工事着手の予定年月日
令和五年十一月一日

四 工事完了の予定年月日
令和十一年七月三十一日

五 届出日
令和五年十月十八日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十一月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。
令和五年十一月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 飯田橋サクラテラス

二 店舗所在地 千代田区富士見二丁目十番内

三 設置者名 日本ビルファンド投資法人

四 設置者住所 中央区日本橋室町二丁目三番一号

五 変更前の店舗名 飯田橋駅西口地区第一種市街地再開発事業

六 変更後の店舗名 飯田橋サクラテラス

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社富澤商店ほか二名

九 変更日 令和五年四月一日ほか

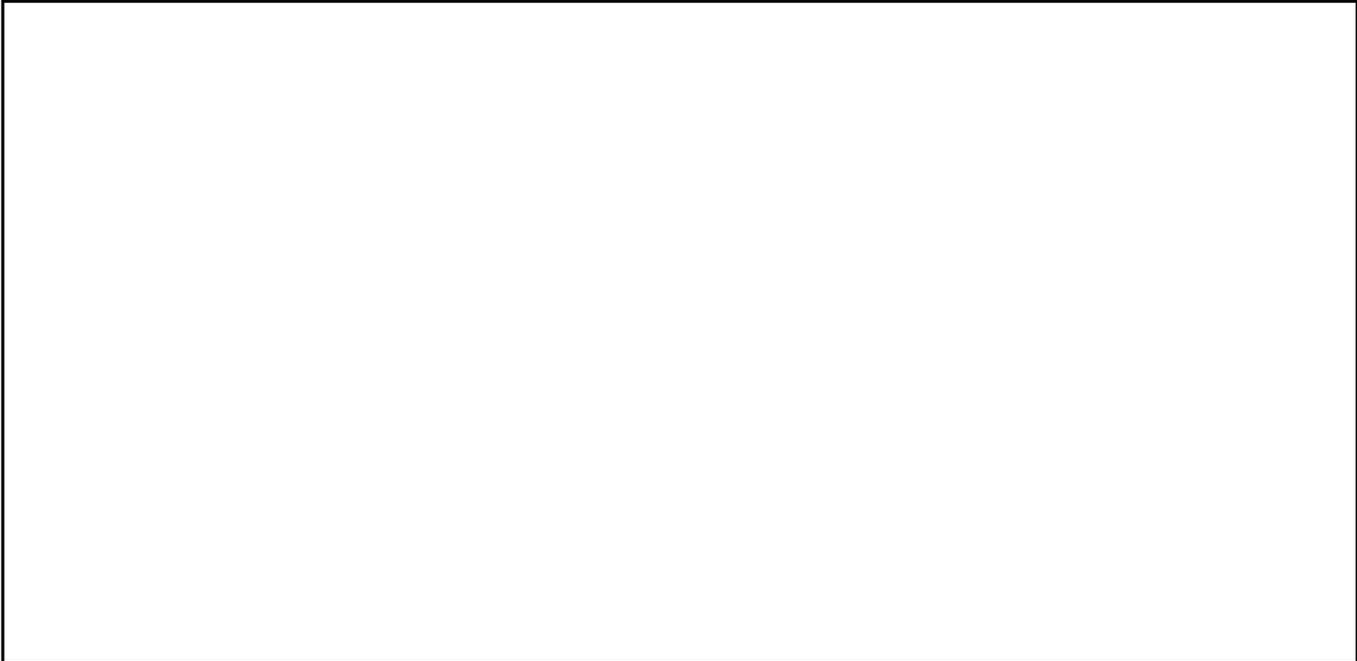
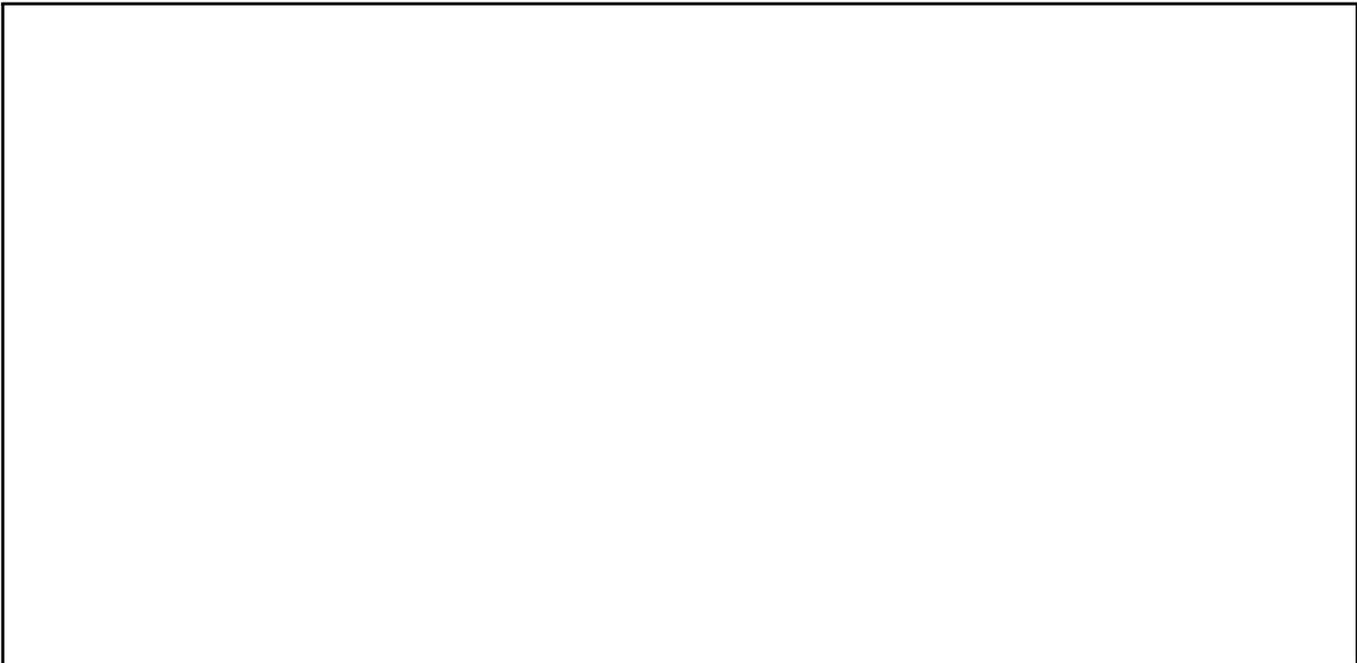
十 届出日 令和五年九月二十九日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 令和五年十一月一日から令和六年三月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一

<p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 三百九十六台</p> <p>四 設置者住所 国分寺市本町四丁目十二番一号</p> <p>三 設置者名 株式会社Olympicグループ</p> <p>二 店舗所在地 板橋区東坂下二丁目十二番八号</p> <p>一 店舗名 東金ビル</p>	<p>三 設置者名 株式会社読売新聞東京本社</p> <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目七番一号</p> <p>五 変更前の開店時刻 午前八時ほか</p> <p>六 変更後の開店時刻 午前八時ほか</p> <p>七 変更前の閉店時刻 午後十時ほか</p> <p>八 変更後の閉店時刻 午後十時ほか</p> <p>九 変更前の来客が駐車場を利用するに及ぶ時間帯 午前七時から午後十時十五分までほか</p> <p>十 変更後の来客が駐車場を利用するに及ぶ時間帯 午前七時から午後十時十五分までほか</p> <p>十一 変更日 令和五年十月十七日</p> <p>十二 届出日 令和五年九月二十二日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十四 縦覧期間 令和五年十一月一日から令和六年三月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
	<p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 二百四十四台</p> <p>七 変更日 令和六年五月二十三日</p> <p>八 届出日 令和五年九月二十二日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十 縦覧期間 令和五年十一月一日から令和六年三月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>



発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

